

## 【メルカリ権利者保護プログラム参加規約】

本規約は、株式会社メルカリ（以下「弊社」といいます）及び弊社グループ企業（以下、弊社及び弊社グループ企業を併せて「弊社等」といいます）が提供する「メルカリ権利者保護プログラム」（以下「本プログラム」といいます）に参加する法人、組合、団体等（以下「参加者」といいます）が遵守すべき事項を定めるものです。

### 第1条（本プログラム）

本プログラムは、弊社等が日本国内で提供するインターネットサービス「メルカリ」（以下「メルカリ」といいます）及びその他の日本国内で提供するサービスにおいて、参加者の対象権利（第3条第1項に定義します）を侵害する商品（以下「侵害品」といいます）が出品された場合又は侵害する行為（以下「侵害行為」といいます）があった場合に、参加者が、弊社等に対して行う特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」といいます）第3条第2項第2号に規定される送信防止措置を講ずることの申し出（以下「削除請求」といいます）を容易にし、これにより「メルカリ」及びその他の日本国内で弊社等が提供するサービスにおける侵害品の流通及び侵害行為を防止することを目的とするものです。

### 第2条（参加者の資格）

1. 本プログラムの参加者は原則として対象権利を正当に保有する者（以下「権利者」といい、個人を除きます）でなければなりません。ただし、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の認定する信頼性確認団体及び弊社等が参加を認める法人、組合、団体等（以下総称して「権利者団体」といいます）も参加者となることができます。
2. 参加者が権利者団体の場合、参加者は、権利者を代理して本プログラムに参加することができる正当な権限を有することを表明し保証するものとします。なお、この場合、弊社等は、参加者からの削除請求を侵害品又は侵害行為にかかる情報提供があったものとみなすときがあります。また、参加者たる権利者団体は、権利者に対して、本規約に基づき参加者が負担すべき義務を履行させる責任を負うものとします。
3. 権利者団体からの削除請求の後に対象権利の権利者から問い合わせ、クレーム等が発生した場合、弊社等は当該問い合わせ、クレーム等が解決するまで権利者団体からの削除請求への対応を一時中断することができるものとし、参加者はこれを了承します。

### 第3条（対象権利）

1. 本規約において「対象権利」とは、日本国における著作権、商標権、意匠権、特許権、肖像権、パブリシティ権、及び育成者権とします。

2. 以下の各号のいずれかに該当する場合については、本プログラムにおける削除請求の対象外とします。

(1) 参加者が対象権利に基づき削除請求できること又は対象権利に基づく削除請求を権利者に代理してできることが明確でない場合

(2) 商品が正規品でないことが明確でない場合

(3) 対象権利が商標権で、登録商標の使用態様が商標的使用と認められない場合

(4) 商品の特定や説明等のために、著作物がメルカリ上で適法に引用されている場合

(5) 著作権等の成立又は帰属が明確でない場合

(6) 顧客誘引力について弊社等で判断が容易でない等、パブリシティ権の成立が明確でない場合

(7) 当該権利について裁判で争われている場合

(8) その他弊社等が本プログラムにおける削除請求の対象として適切でないと合理的に判断する場合

3. 参加者は、本プログラムに参加することにより、対象権利に基づく削除請求か否かを問わず、プロバイダ責任制限法に基づいて、本プログラムによらず弊社等に削除請求することを妨げられません。

#### 第4条（申込手続）

1. 本プログラムの参加者となろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約に同意の上、弊社等所定の申込書に名称、住所、公開用メールアドレス、担当者名等の必要事項を記載し、弊社等所定の方法により弊社等が指定する必要書類を添付して申込書を提出し、本プログラムに申し込むものとします。

2. 弊社等は、前項の申込書を受領後、遅滞なく申込者の本プログラムへの参加の可否について審査し、その結果を申込者に通知します。弊社等は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、参加を認めないことがあります。この場合、弊社等は、その理由を開示する義務を負いません。

(1) 申込書の内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合

(2) 申込者が、第9条に定義する反社会的勢力に該当する場合

(3) その他弊社等が参加者として不適當であると合理的に判断する場合

3. 参加者は、第1項の申込書記載事項に変更があった場合には、遅滞なく弊社等の定める手続に従い弊社等に変更の内容を通知するものとします。当該通知を怠ったことにより参加者が被った損害、費用（弁護士費用を含みます。以下同じ）又は不利益に対して弊社等は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条（削除請求の手続）

1. 参加者は、弊社等に通知した担当者名で、対象権利及び当該対象権利の侵害品又は侵害行為を特定し、電子メールその他弊社等の定める方法により弊社等に削除請求するものとします。

2. 参加者は、削除請求時において、以下の各号を表明し保証するものとします。

(1) 対象権利が日本国において有効に成立しており、失効していないこと

(2) 参加者が以下のいずれかに該当すること

(ア) 対象権利の権利者であり、参加者単独での削除請求が可能なこと

(イ) 対象権利に関して参加者単独で削除請求する権限を含む使用权又は実施権を保有していること

(ウ) 対象権利の権利者（参加者と共同で権利を有する者を含みます）からの委任を受けて参加者単独で削除請求する権限を有していること

(3) 侵害品又は侵害行為が対象権利を侵害していること（侵害品が正規品でないことを含みます）

3. 弊社等は、参加者から削除請求があった後、弊社等所定の審査をし、プロバイダ責任制限法所定の要件を満たしていると判断したときは削除請求に応じるものとします。ただし、プロバイダ責任制限法所定の要件を満たしていると判断される場合でも、捜査への協力などの事情があるときは削除請求に応じないことがあります。

4. 弊社等は、参加者の削除請求に応じなかった理由を参加者に開示する義務を負いません。

#### 第6条（出品者からの問い合わせ）

参加者が削除請求した後、対象となる侵害品の出品者等が弊社等に問い合わせしてきた場合、弊社等は、参加者が弊社等に通知した公開用メールアドレスを当該出品者等に提供できるものとします。参加者は、出品者等から公開用メールアドレスに問い合わせがあった場合には自らの責任と費用で対応するものとし、出品者等との間で紛争等が生じた場合は、自らの責任と費用において対応し解決するものとします。

## 第7条（参加者の退会）

1. 弊社等は、参加者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加者を本プログラムから退会させることができます。

（1）本プログラムへの申込時又は削除請求時に弊社等に虚偽の情報を通知した場合

（2）対象権利を侵害する蓋然性が低い商品又は行為に対して削除請求した場合

（3）参加者が権利者団体の場合に本プログラムの利用に関して代理している権利者との間にトラブルがあった場合

（4）本規約に違反した場合

（5）その他本プログラムの利用が不相当と認められる事由が生じた場合

2. 参加者は、弊社等所定の手続を経ることでもいつでも本プログラムから退会することができます。

## 第8条（個人情報）

弊社等は、参加者から取得する個人情報等について、プライバシーポリシー（<https://www.mercari.com/jp/privacy/>）に従い適切に取り扱います。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

1. 参加者は、現在又は将来にわたって、自己又は自己の役員等（業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他のこれらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとします。

（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 参加者は、自ら又は第三者を利用して、直接的又は間接的に、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本プログラムに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて弊社等の信用を毀損し、又は弊社等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第10条 (秘密保持)

1. 弊社等及び参加者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本プログラムに関連して相手方から口頭又は書面その他の媒体を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を本プログラムに必要な範囲を超えて使用せず、第三者（ただし、本プログラムのため秘密情報を知る必要がある弁護士、会計士若しくは税理士等法令の定めるところに従い守秘義務を負う者を除きます）に開示してはならないものとします。参加者が権利者団体である場合、参加者は権利者に参加者と同等の秘密保持義務を遵守させるものとします。

2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

(1) 相手方の責に帰すことのできない事由により、提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった情報

(2) 相手方の提供の時点で既に適法に保有していた情報

(3) 相手方が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

3. 弊社等及び参加者は、委託先その他の第三者に秘密情報を使用させる場合、当該第三者に本プログラム同等の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第三者の秘密情報の取扱いに係る行為について一切の責任を負うものとします。

4. 弊社等及び参加者は、法令の定めるところに従い、裁判所その他の公的機関等から秘密情報の開示を要求された場合又は金融商品取引所の規則に基づき開示を要求された場合、かかる要求に対応するために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。ただし、かかる要求を受けた当事者は、その旨を速やかに相手方に対して通知し、相手方の秘密情報を保護するために必要となる措置を可能な限りとるものとします。

5. 参加者が本プログラムから退会した場合又は相手方から要求があった場合には、弊社等又は参加者は、相手方の指示に従って、秘密情報を直ちに相手方に返還し、又は破棄若しくは消去しなければなりません。ただし、法令の定めるところに従い秘密情報を保管する場合を除きます。

6. 本条に定める義務は、参加者が本プログラム退会後も3年間（弊社等及び参加者で別途合意の上定める期間がある場合は当該期間）有効に存続するものとします。

#### 第11条（免責）

弊社等は、参加者又は申込者が本プログラムに参加し利用したこと又は参加できなかったことにより生じた損害につき一切責任を負いません。

#### 第12条（譲渡禁止）

参加者は、本プログラムの参加者たる地位を第三者に譲渡してはならないものとします。対象権利が参加者から第三者に移転し、当該第三者が本プログラムへの加入を希望する場合、当該第三者から再度弊社等に対して第4条に定める本プログラムへの参加申込手続が必要となります。

#### 第13条（変更）

1. 弊社等は、本条第2項及び第3項の定めに従い、本規約を適宜改定できるものとします。この場合、改定日以降は改定後の内容を適用します。
2. 弊社等は、本規約を改定する場合、一定の予告期間を設けて弊社等所定の方法により参加者に通知します。なお、参加者から当該予告期間内に退会する旨の通知がなかった場合、弊社等は、参加者が当該改定内容を承諾したものとみなします。
3. 前項にかかわらず、本規約の改定内容について参加者に実質的な不利益を及ぼさないと弊社等が合理的に判断するとき、弊社等は前項の通知をすることなく本規約を改定します。

#### 第14条（準拠法等）

本規約は日本法に準拠します。本規約又は本プログラムに関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2014年9月10日 制定

2017年5月22日 改定

2019年5月23日 改定

2021年3月31日 改定